平成２２年（フ）第２７８０号
大阪市東住吉区公園南矢田２丁目６番21号
債務者　飯島　栄司
1　決定年月日時　平成22年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２８４６号
大阪府八尾市高砂町５丁目50番地　府営住宅26―846号
債務者　渡邊　定雄
1　決定年月日時　平成22年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２８５４号
大阪市城東区野江３丁目７番６―402号
債務者　池野隆太郎
1　決定年月日時　平成22年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２９３１号
大阪府東大阪市西岩田３丁目５番65―521号
債務者　北口　幸男
1　決定年月日時　平成22年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２９３２号
大阪府東大阪市渋川町１丁目１―12―201、住民票上の住所大阪市東成区東今里１丁目７番24―1002号
債務者　とんぼリサイクルこと　田中　祥介
1　決定年月日時　平成22年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２９４７号
大阪府八尾市弓削町２丁目26番地　マンションヨシウチＢ―１号、申立時の住所大阪市西成区天下茶屋３丁目12番19号
債務者　岡本　和人
1　決定年月日時　平成22年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２９５２号
大阪府茨木市上野町20番18号
債務者　若林　和也
1　決定年月日時　平成22年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２９７７号
大阪府枚方市香里ケ丘12丁目22番31―201号
債務者　松村　博和
1　決定年月日時　平成22年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２９９０号
大阪府吹田市長野西10番16号
債務者　橘　　金一
1　決定年月日時　平成22年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３０１８号
大阪市福島区海老江４丁目９番10号
債務者　田中　哲雄
1　決定年月日時　平成22年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３０９０号
大阪市福島区鷺洲６丁目１番１―1102号
債務者　柿原　　恒
1　決定年月日時　平成22年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３１０７号
大阪府豊中市利倉西１丁目10番16―303号
債務者　田中　宏幸
1　決定年月日時　平成22年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３１４９号
大阪府八尾市高砂町５丁目50番地　府営住宅26―846号
債務者　渡邊千枝子
1　決定年月日時　平成22年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３１５１号
大阪府東大阪市布市町１丁目５番32号
債務者　栩野　勝己
1　決定年月日時　平成22年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３３６９号
大阪市住吉区大領４丁目12番22―205号
債務者　大川　友広
1　決定年月日時　平成22年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３５１２号
大阪市住吉区長居３丁目４番17号
債務者　岡本　光惠
1　決定年月日時　平成22年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３５６７号
大阪市住之江区新北島４丁目１番２―1115号
債務者　佐々木麻衣
1　決定年月日時　平成22年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部